

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護員による訪問を行った場合算定可能 (312単位)	×90/100	夜間又は早期の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算
	(2) 30分未満 (469単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (819単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,122単位)													
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (297単位) ※1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護員による訪問を行った場合算定可能 (264単位)	×90/100	夜間又は早期の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき +500単位 又は (Ⅰ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	
	(2) 30分未満 (397単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (571単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (839単位)													
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,945単位)	×98/100	准看護員による訪問がある場合 +38/100				+300単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位		-97単位	
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +600単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +300単位)													
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 0単位を加算) ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)													

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早期・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。